第二十四条第二項、第二十五条第一項及び第三項並びに第二十七条	資料						
第二十五条第一項	記載し、又は記録した書面又は電磁的記録	記載した書面	書面				
第二十六条前段	記録した電磁的記録を作成し、これをファイルに記録しなければ	記載した書面を作成し、当該書面に記名押印しなければ	の調書	記載しなければ	調書	書類	書類の相手方	書類について直送（当事者の相手方に対する直接の送付
第三十条の二第二項、第六十六条第一項、第六十七条第一項及び第三項、第六十九条並びに第七十六条の二第一項前段	に係る電子調書						
第三十条の二第二項、第三十四条の七第二項、第六十六条第一項、第百二十二条の二第二項及び第百二十二条の三第二項	記録しなければ						
第三十四条の七第二項、第七十二条、第七十六条、第百十六条第三項、第百十八条第二項、第百二十二条の二第二項、第百二十二条の三第二項、第百四十二条及び第百四十六条第一項	電子調書						
第四十七条第一項及び第四十七条の二第二項	書類又は電磁的記録						
第四十七条の二第一項	書類又は電磁的記録の相手方	書類又は電磁的記録について直送（当事者が前条（書類又は電磁的記録の送付）第二項又は第三項の方法により相手方に対して直接送付すること					